

# 医療法人社団富家会 指定通所リハビリテーションいぶき (指定介護予防通所リハビリテーションいぶき) 運営規程

## (事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団富家会が開設する指定通所リハビリテーションいぶき事業所「通所リハビリテーションいぶき」及び指定介護予防通所リハビリテーションいぶき事業所「介護予防通所リハビリテーションいぶき」(以下「事業所」という。)が行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション(以下「指定通所リハビリテーション等」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防にあっては支援状態)にある利用者に対し、適正な指定通所リハビリテーション等を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者(介護予防にあっては要支援者)の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従業者は、要介護者(介護予防にあっては要支援者)の心身の状況を踏まえ、可能な限り居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定通所リハビリテーション等計画に基づき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを実施することにより、心身機能の維持回復を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域及び家族との連携を重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、他のサービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービス提供者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 利用者の個人情報の取扱いについては、厚生労働省の個人情報保護に関するガイドラインに則り、当施設で取得した個人情報は、当施設における介護サービスの提供に必要な範囲以外では原則として利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の同意を得るものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地及び利用定員等は次の通りとする。

- |         |  |
|---------|--|
| 一 名称    | 指定通所リハビリテーションいぶき<br>指定介護予防通所リハビリテーションいぶき |
| 二 所在地   | 川越市大字下小坂501-1                            |
| 三 利用定員  | 35人                                      |
| 四 事業者番号 | 1150480109号                              |

(事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 医師（管理者） 1名以上

医師は、従業者の管理、指導を行うとともに、利用者の病状に応じた医学的管理を行う。

二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、通所リハビリテーション計画書（介護予防にあっては介護予防通所リハビリテーション計画書）を作成し理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを提供する。

三 介護職員及び看護職員 4名以上

介護職員及び看護職員は、入浴、排泄、食事等必要な日常生活の介助及び援助を行う。看護職員は、利用者の健康状態の確認を行い、病状が急変した場合等に医師の指示を受けて必要な看護を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月～土曜日

日曜日・年末年始(12月31日～1月3日)休業

二 営業時間 午前8時30分～午後5時30分

サービス提供時間 午前9時45分～午後3時45分

(サービス提供の留意事項)

第6条 指定通所リハビリテーション等の提供の際の留意事項は次のとおりとする。

一 指定通所リハビリテーション等の提供に当たっては、次条第1項に規定する指定通所リハビリテーション計画書（介護予防にあっては指定介護予防通所リハビリテーション計画書）に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。また、必要に応じて、外出訓練や外出レクリエーション等の提供を行う。

二 指定通所リハビリテーション等従業者は、指定通所リハビリテーション等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

三 指定通所リハビリテーション等の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知機能が低下している状態にある利用者に対しては、必要に応じその特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。

(指定通所リハビリテーション計画書及び指定介護予防通所リハビリテーションの作成)

第7条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定通所リハビリテーション計画書及び指定介護予防通所リハビリテーション計画書を作成するものとする。

- 2 医師等の従業者は、上記の指定通所リハビリテーション計画書（介護予防にあっては指定介護予防通所リハビリテーション計画書）を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明し同意を得るものとする。
- 3 指定通所リハビリテーション計画書（介護予防にあっては指定介護予防通所リハビリテーション計画書）の作成に当たっては、既に居宅サービス計画書が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。
- 4 医師等の従業者は、それぞれの利用者について、指定通所リハビリテーション等の実施状況及びその評価を行い診療記録等に記載する。

（指定通所リハビリテーション等の内容及び利用料その他の費用の額）

第8条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- 一 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- 二 食費、日用生活品費、教養娯楽費、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- 三 当日 8：30 以降のお休みについてはキャンセル料 1, 500 円の支払いを受ける。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の実施地域は、川越市、坂戸市、鶴ヶ島市の施設から半径 5 km 圏内とする。

（サービス利用の際の留意事項）

第10条 指定通所リハビリテーション等のサービス利用の際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 利用者の体調不良等により指定通所リハビリテーション等の利用に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。
- 二 利用者は、事業者の設備及び備品を利用するに当たっては、従業者の指示や定められた取扱い要領に従い当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- 三 利用者は事業者の安全衛生を害する行為をしてはならない。
- 四 他利用者への迷惑行為は禁止する。

（緊急時における対応方法）

第11条 事業のサービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要

に応じて臨機応変の対応を行うとともに、速やかに居宅ケアマネジャー、ご家族への連絡等適切な処置を行うこととする。

#### (非常災害対策)

第12条 当施設は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに当該消防計画に基づく次の業務を実施するものとする。

- 一 消火、通報及び避難の訓練(年2回)
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

#### (事業継続計画)

第13条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 当施設は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行う。

#### (事故発生時の対応)

第14条 事業所のサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡すると共に必要な措置を講ずる。また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行う。但し、事業所の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りでない。

#### (身体拘束の制限)

第15条 従業者は、サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を記録しなければならない。  
なお、当該記録は主治医が診療録に記載するものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

第16条 当施設は、利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各

号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
  - 二 虐待防止のための指針を整備する。
  - 三 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
  - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 当施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### （感染対策）

第17条 利用者及び従事者の安全を確保するため、感染症の発生及び拡大を防止する体制を整備する感染対策委員会を設置し、感染予防、発生時の対応、従事者研修等を行う。従事者は、手指衛生・標準予防策・環境整備を徹底し、感染症が疑われる場合には速やかに医師及び管理者に報告し、必要に応じて隔離、ゾーニング、面会制限等の措置を実施する。また、感染対策マニュアルを整備し、定期的に見直すものとする。

#### （苦情対応）

第18条 サービス等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供したサービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出  
若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供したサービス等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供したサービス等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

#### （個人情報の保護）

第19条 当施設は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又はその家族の了解を得るものとする。

(運営規程の閲覧)

第20条 この運営規程は利用者および家族がいつでも閲覧できるよう備え付ける。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 当施設は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 6ヶ月以内
  - 二 繼続研修 年1回以上
- 2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4 この規程に定める事項のほか、運営に必要な事項は、医療法人社団富家会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規程は、2025年4月1日から施行する。

この運営規程は、2025年12月1日より改定する。